

令和2年度山形県私立高等学校専攻科修学支援金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県内の私立高等学校の専攻科（以下「高等学校専攻科」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、予算の範囲内において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和38年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、授業料に係る経費を高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）として交付する。

(交付対象者)

第2条 専攻科支援金の交付対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校専攻科を修了していない者
- (3) 高等学校専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者
- (4) 保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。）の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者
 - イ 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満である者（アに該当する者を除く。）
- (5) 高等学校専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に通う者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、該当各号に定める時点から交付の対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると知事が判断した場合は、この限りではない。

- (1) 退学又は停学（3か月以上のものに限る。）の処分を受けた者
処分を受けた日の属する月の翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者
翌年度の4月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者
翌年度の4月

(交付期間)

第3条 専攻科支援金の交付期間は、前条第1項第1号から第5号の各号のいずれにも該当することとなったときから、高等学校専攻科に在学した期間を通算して最大で24月までとする。

(交付の額)

第4条 専攻科支援金の額は、保護者等の所得の区分に応じた別表の額による。

(代理受領等)

第5条 私立学校設置者は、在学する受給資格者に交付すべき専攻科支援金を、当該受給資格者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合においては、当該受給資格者に対し、専攻科支援金の交付があったものとみなす。

(受給資格認定等)

第6条 受給資格の認定、消滅、停止等に係る手続きは、別に定めるものとする。

(交付申請書)

第7条 私立学校設置者は、専攻科支援金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、交付申請書を知事に提出するものとする。

(変更交付申請書)

第8条 私立学校設置者は、交付決定を受けた専攻科支援金の額に変更が生じた場合は、知事が別に定める日までに、変更交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(実績報告書)

第9条 実績報告書の提出期限は、令和3年4月5日とする。

(帳簿等の保存)

第10条 専攻科支援金の交付を受けた私立学校設置者は、収入及び支出の状況を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、令和3年度から5年間保管しておかなければならない。

(支払い)

第11条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月30日から施行し、令和2年4月1日以降の授業料に適用する。

別表

	区分Ⅰ	区分Ⅱ
交付月額	35,600円以内	17,800円以内

(注) 専攻科支援金の額は、「区分Ⅰ」については、35,600円と授業料月額のいずれか低い額、「区分Ⅱ」については、17,800円と授業料月額の1/2の額のいずれか低い額とする。

この表中、「区分Ⅰ」は、第2条第4号アに該当する者とし、「区分Ⅱ」は、第2条第4号イに該当する者とする。